

上尾市道路愛称ネーミングライツ事業募集要項

上尾市では、法人等に本市の施設等の愛称を命名する権利を付与する、ネーミングライツ事業を行います。

※申込を検討いただく際は、詳細を定めた「上尾市ネーミングライツ事業ガイドライン」を併せて参照してください。

1 対象施設等の概要

【正式名称】都市計画道路小敷谷吉田通線	【市民愛称】はなみずき通り
【正式名称】都市計画道路上尾平方線	【市民愛称】市民体育館通り
【正式名称】都市計画道路西宮下中妻線／若宮中妻線	【市民愛称】並木通り
【正式名称】都市計画道路富士見ヶ丘中妻線／中妻井戸木線	【市民愛称】浅間通り
【正式名称】都市計画道路上尾池袋線	【市民愛称】泉が丘通り

2 ネーミングライツパートナーのメリット

①看板等の設置

ネーミングライツパートナー（法人等）は、ネーミングライツによる施設等に愛称がついた看板等を設置できます。

愛称看板等の意匠・構造・設置方法等は、ネーミングライツパートナーが提案した上で、市と協議していただきますようお願いします。

②愛称の使用

ネーミングライツパートナーによる広報活動又は広告・販売活動において愛称を使用することができます。ネーミングライツパートナーにおいて使用する際には、あらかじめ市にその内容を書面で報告していただきます。

③愛称の普及

市の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、施設管理者に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、別途費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

④ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツの価値を高めるため、以下のような特典を付与することができます。特典の内容については、法規制及び利用者感情が十分考慮されたものとします。

特典の例

- ・ ネーミングライツパートナーであることを標榜する権利

3 愛称の基準

ネーミングライツ事業により使用する愛称は、公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、以下のいずれにも該当するものとします。

① 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等は除く。

② 原則として、施設等の正式名称または市が認めた市民愛称がついているもの。

例：〇〇〇〇株式会社が愛称をつける場合

- ・ 〇〇〇〇イコス上尾
- ・ 〇〇〇〇△△はなみずき通り（△に入る例：笑顔、元気などのフレーズ）
- ・ 上尾市民体育館supported by 〇〇〇〇 など

※令和7年4月時点でネーミングライツを導入している施設は、正式名称等がついていない場合があります。

- ③ 市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの。
- ④ 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの。
- ⑤ 上尾市有料広告掲載に関する要綱第4条を満たすもの。

上尾市有料広告掲載に関する要綱（抜粋）

第4条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の内容は、原則として社会的に信用性の確保された情報とし、その形式、表現等は、当該内容にふさわしい高い信頼性を与えるものでなければならない。

2 市長は、広告の内容又は形式が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるもの
- (12) 水着姿、裸体姿その他のわいせつ性を連想し、又は想起させる図画を使用しているもの。ただし、当該図画が広告の内容に密接に関係する場合はこの限りでない。
- (13) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれがあるもの
- (14) 責任の所在が不明確であるもの
- (15) 内容が偽り又は不明確であるもの
- (16) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

3 市長は、広告の表現が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 投機心又は射幸心を著しくあおるもの
- (2) 誇大な表現、根拠のない表現その他の事実の誤認を生じさせるおそれがあるもの
- (3) 国、地方公共団体その他公共の機関が特定の個人若しくは法人又は商品若しくはサービスについて推奨、保証、指定等をしていると誤認させるおそれがあるもの
- (4) 暴力、犯罪、賭博等を肯定し、又は助長するおそれがあるもの
- (5) 残酷な描写その他の善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は、別に定める。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間

※1路線につき

※契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。

5 ネーミングライツ料

年額 300,000円以上（消費税及び地方消費税込）

※1路線につき

6 費用負担

基本的に、ネーミングライツ導入により新たに必要となる表示変更や、ネーミングライツ終了時の原状回復の費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（下表参照）

区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
導入施設等の看板及び標識等の設置 ^{*1}		○
契約の期間の満了又は当該契約の解除に伴う導入施設等の原状回復に要する費用		○
愛称の付与に伴い、新たにパンフレット、封筒等を印刷する費用 ^{*2}		○
愛称の付与後に、通常のパンフレット、封筒等を印刷する費用 ^{*2}	○	
市のホームページへの掲載、市広報等の発行に要する費用	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

○ネーミングライツパートナーが、契約期間開始と同時に愛称を用いた新たなパンフレットへの切替を希望する場合

➡愛称使用前の施設名称が表示されたパンフレットの残部に相当する部数を新たに作成する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。なお、それ以降のパンフレット作成費用は、通常の運営費用とみなし、市または指定管理者の負担とします。

○ネーミングライツパートナーが愛称使用前の施設名称が表示されたパンフレットの残部がなくなった後に、愛称を用いた新たなパンフレットへの切替を希望する場合

➡通常の運営費用とみなし、市または指定管理者の負担とします。

7 標識板の設置

（1）標識板の概要

上辺	下辺	高さ
1000mm	800mm	200mm
900mm	800mm	200mm

※その他の看板等や内容についての詳細は、別途協議の上、決定するものとします。

（2）看板等の設置にあたっての留意事項

- ・看板設置の際は、関係法令に抵触しないよう留意してください。

※例

①埼玉県屋外広告物条例

広告を屋外の看板や公用車等に掲載しようとするときは、埼玉県屋外広告物条例や上尾市道路占用規則等に抵触しないよう、事前に管理者と協議する必要があります。

②医療法

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示については、患者等の利用者保護の観点から医療法等によって法令上制限されていることから、問題がないか確認の上で実施する必要があります。

- ・材質やデザイン等、詳細な仕様については、施設所管課とネーミングライツパートナーで別途協議の上、決定するものとします。

8 申込方法等

(1) 申込期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月26日（金）まで

(2) 提出書類

- ・ネーミングライツ事業申込書（別紙1）
- ・法人等の代表者印の印鑑証明書
- ・会社概要及び直近3か年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人の登記事項証明書
- ・国税及び地方税に滞納のないことの証明書（直近1年分。発行日から1か月以内のものに限る。）
- ・愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- ・法令順守の取組等が分かるもの
- ・地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組等が分かるもの
- ・欠格事項に該当しない旨の確約書（別紙2）

(3) 申込方法 持参または郵送により提出

提出先

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

上尾市 都市整備部 建設管理課

※持参による受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

※郵送する場合は、申込期間内に到着するようにしてください。

(4) 留意事項等

- ① 申込書の内容について、施設所管課が必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- ② 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- ③ 提出書類等は関係機関に意見を聴く目的で使用することがあります。また、上尾市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ④ 申込を途中で辞退する場合は、辞退届（別紙3）を提出してください。
- ⑤ 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

9 申込できる者

ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下の欠格事項に該当しない法人が応募できるものとします。なお、ネーミングライツ事業に申込できる者は、法人等（株式会社、有限会社、財団法人、社会福祉法人、労働組合、共同企業体など、その他市長が認めるものなど）とし、個人での申込はできません。

○欠格事項

＜法人等が営む事業による区分＞

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する事業を営む法人等
- ② 消費者金融に関する事業を営む法人等
- ③ 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為に関する事業を営む法人等
- ④ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業を営む法人等
- ⑤ 私的な秘密事項の調査に関する事業を営む法人等
- ⑥ 政治性又は宗教性のある事業を営む法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業を営む法人等

＜法人等の状態・状況による区分＞

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生の手続中の法人等
- ② 国税又は地方税を滞納している法人等
- ③ 各種法令に違反している法人等
- ④ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等
- ⑥ 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第2条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を受けている法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人等

10 質問事項の受付及び回答方法

質問がある場合は、募集要項で定めた書式（別紙4）により電子メールで受け付けるものとし、すべての応募者が確認できるよう施設所管課のホームページにおいて回答を掲載します。

- （1）質問事項受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月9日（火）まで
- （2）提出先 「17申込及び問合せ先」と同じ
- （3）回答方法 令和7年9月11日（木）までに市ホームページに掲載します。

11 現地確認

現地確認を希望する場合は、「17申込及び問合せ先」に連絡し、日程の調整をしてください。（他の利用者の妨げにならない範囲でのご案内となります。）

12 ネーミングライツパートナーの適否審査

（1 次審査）

建設管理課において、ネーミングライツパートナーの適否について書類審査を行います。

（2 次審査）

1次審査の判定を参考に、上尾市ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツパートナーの適否について審査を行います。

13 選定方法

（1）1次審査

提出書類に不備がないか、応募資格に該当しているか、書類審査を行います。

2次審査

上尾市ネーミングライツ事業審査委員会において次の選定基準に沿って審査し、総合的に判断した上で、優先交渉権者を選定します。

なお、得点合計が同点の場合は「ネーミングライツ料」の点数が高い者、さらに同点の場合は「愛称案」の点数が高い者を優先交渉権者とします。いずれも同点の場合は、審査委員会委員の投票により票数の多い者とします。

審査項目	審査ポイント	配点
ネーミングライツ料	①金額の多寡	5 0
愛称案	① 呼びやすさ ② 親しみやすさ ③ 対象施設等とのイメージとの整合性	2 5
ネーミングライツパートナーとしての適格性	① 経営の安定性 ② 地域活動、社会貢献活動への理解、取組 ③ 法令遵守への理解、取組	2 5
合計		1 0 0

(2) 選定した優先交渉権者と個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。

(3) 契約期間その他の基本的事項について双方の合意がなされた場合、正式にネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

14 結果通知

ネーミングライツ事業の審査結果は、令和7年12月初旬頃に通知する予定です。

※審査内容により、通知が遅れる場合は別途ご連絡します。

15 ネーミングライツ料の納入方法

原則として、ネーミングライツ料の納付期限は各年度の前年度3月31日とし、市が発行する納付書により納付するものとします。

例（契約期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日）

契約期間	納付期限
令和8年4月1日～令和9年3月31日分	令和8年3月31日
令和9年4月1日～令和10年3月31日分	令和9年3月31日
令和10年4月1日～令和11年3月31日分	令和10年3月31日
令和11年4月1日～令和12年3月31日分	令和11年3月31日
令和12年4月1日～令和13年3月31日分	令和12年3月31日

ただし、契約前にネーミングライツパートナーから納付期限の変更の申し出があった場合、または市がネーミングライツ事業を実施する上で必要と認めた場合は、納付期限の変更をすることができるものとします。

16 その他

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

＜市が契約解除するとき＞

- ・事前の連絡なく、指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- ・ネーミングライツパートナーに、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- ・ネーミングライツパートナーについて、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき。

- ・ネーミングライツパートナーに、社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき。
- ・ネーミングライツパートナーが、各種法令の規定に違反したとき。
- ・ネーミングライツパートナーが、契約の規定に違反したとき。

なお、契約を解除したときは、上尾市ネーミングライツ事業契約解除通知書によりネーミングライツパートナーに通知するものとします。

＜ネーミングライツパートナーが契約解除するとき＞

- ・市が施設等の愛称として施設愛称以外の名称、呼称を用いる等、市が契約上の義務に違反したとき。
- ・施設等の運営を故意に懈怠する等、市がネーミングライツパートナーの契約上の権利を損なう行為をし、それを継続するとき。

※以上の場合、ネーミングライツパートナーは、市が自らの責任及び負担により看板等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するよう請求できるものとします。

(2) 留意事項

①提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。

②利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。また、必要に応じて、条例上の名称を併記する場合があります。

③審査委員会の審査において優先交渉権者を選定した後、「上尾市暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第27号）」に基づき、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人（以下、「暴力団員等」という。）でないか、について埼玉県警察へ照会します。

ただし、優先交渉権者が上場企業であるなどの理由により、暴力団員等に該当しないと市が判断する場合は、照会を省略することができるものとします。

埼玉県警察への照会は、選定した優先交渉権者に団体役員の個人情報の提供の同意を得た上で行います。そのため、優先交渉権者を選定した後に、「個人情報の外部提供同意書」（別紙5）の提出を依頼します。

なお、原則として、法人登記簿に記載のある現役の役員全員から記名押印が必要ですが、会計監査人など、外部機関が役員になっている場合は、その限りではありません。

(3) 愛称使用の制限等

ネーミングライツパートナーと同種の事業を行う民間事業等が利用する際、当該法人等が作成する案内等に愛称を使用しないことを認める場合があります。

(4) 施設外の案内表示等

施設外の案内表示（道路標識、バスの案内表示等）に係る手続き等について、市は必要な協力を努めるものとします。ただし、これに伴い発生する費用等についてはネーミングライツパートナーの負担とします。

17 申込及び問合せ先

【所属部署名】都市整備部 建設管理課

【住 所】上尾市本町三丁目1番1号

【電話番号等】048-775-8597

(資料)
標識板



